

《例会・年会旅費助成要領》

(目的)

- 1 日本気象学会関西支部が開催する例会・年会で発表する会員および高校生への旅費の助成を目的とする。

(資格等)

- 2 日本気象学会関西支部会員および関西支部内の高校に所属する高校生を対象とする。
- 3 支給は例会・年会ともに1題の発表につき1名とする。ただし、高校生については、グループ発表を行う高校生及び引率者（指導者）に対しても支給できるものとする。また、助成総額の上限は、例会・年会ともにそれぞれ3万円とする。
- 4 個々の支給は、原則として片道旅費が5千円を超えるものを対象とし、上限を1万円として片道旅費を助成する（千円未満は四捨五入）。ただし、応募者が多い場合は減額されることがある。
- 4-1 高校生及び引率者（指導者）については、非会員でも旅費の助成の対象とする。原則として1名あたりの片道旅費が500円を超えるものを対象とし、1グループにつき上限を1万円として片道旅費を助成する（四捨五入はしない）。ただし、応募者が多い場合は減額されることがある。
- 5 助成を受けた者は当該年度に限り応募できないものとする。

(手続き)

- 6 助成希望者は、発表の申し込み時に、旅費の見積もりとともに事務局に申請するものとする。書式は支部ニュースで知らせる。
- 7 常任理事会は助成者を決定するが、応募者が多い場合などには地区理事に調整を依頼する場合がある。

(義務等)

- 8 助成を受けた者は、当該例会・年会で発表するものとする。

(雑則)

- 9 その他必要なことは常任理事会で協議し決定する。

(付則)

この要領は平成29年11月1日から施行する。